

提 案 の 手 引

・本調査での使用用語

1．クリーン開発メカニズム（CDM）及び共同実施（JI）事業

（1） CDM事業

- ・ CDM事業とは、気候変動枠組条約における附属書 I 国に該当しない国（非附属書 I 締約国）において実施する、京都議定書第 12 条に基づく温室効果ガスの排出抑制及び吸収源の強化に資する事業を指します。
- ・ 本調査事業の実施対象国（ホスト国）は、以下に掲げる附属書 I 国以外の国（途上国）を対象とします。

（附属書 国）

オーストラリア、オーストリア、（ベラルーシ）、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、欧州経済共同体、エストニア、フィンランド、アイルランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、モナコ、オランダ、ニュー・ジーランド、ノールウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア連邦、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、（トルコ）、ウクライナ、イギリス、アメリカ

（ ）の国は、京都議定書に基づく数量的な排出抑制又は削減の約束をしていない。

（2） JI事業

- ・ JI事業とは、気候変動枠組条約における附属書 I 国において実施する、京都議定書第 6 条に基づく温室効果ガスの排出抑制及び吸収源の強化に資する事業を指します。
- ・ 本調査事業の実施対象国（ホスト国）は、附属書 I 締約国のうち市場経済への移行過程にある国（ブルガリア、クロアチア、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ポーランド、ルーマニア、ロシア連邦、スロヴァキア、スロヴェニア、ウクライナ）を対象とします。

2．対象物質

本事業調査の対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）のみとする。（非エネルギー起源のCO₂及び吸収源対策としてのCO₂は除外。）

3．酸性雨対策

酸性雨とは、硫黄酸化物（SO_x）や窒素酸化物（NO_x）といった大気汚染物質が大気中で硫酸や硝酸などに化学変化し、降雨・雪などに溶け込んだ形で沈着したり（湿性沈着）、ガス・エアロゾルとして直接地上に沈着する（乾性沈着）の現象であり、当該現象を緩和するための大気汚染物質排出削減対策等を指す。

4．黄砂対策

黄砂とは、近年、北東アジア地域においてその被害が急激に激甚化しているとともに、日本への飛来が頻発化している砂塵嵐の現象であり、その原因は自然現象に加えて、北東アジア地域における過放牧や過耕作による生態系の劣化との指摘がなされている。黄砂対策とは当該現象を緩和するための発生源地域における対策を指す。

・提案書類の記載内容等

ア．提案書（様式１）

A 一般事項

- ・ 提案内容は、様式１に記入し、A４用紙で10枚以内に簡潔にまとめる。
- ・ 電子化されていない又は様式の中に記載すると煩雑になる図表・説明資料は別添の補足資料とすることができる（イ．参照）。この場合も、A４に統一し、様式１と補足資料の合計が10枚以内となるようにする。
- ・ 選択肢が示されているものは右欄に番号を記入し、記述欄のあるものは指示に従って記述する。
- ・ 数字は半角に統一する。

B 各項目の記載に関する留意事項

- 1．**調査名**：プロジェクトの実施地域及び内容を反映したものとする。
- 2．**調査分野**：プロジェクトが、エネルギー起源の二酸化対策排出抑制に加えて、(1)酸性雨対策、(2)黄砂対策、のいずれの分野を対象とするかをひとつ選択する。
- 3．**対象物質**：「エネルギー起源の二酸化炭素」のみを対象とすることから記載不要。
- 4．**事業区分**：(1)CDM、(2)JI、のいずれに該当するかを示す。
- 5．**対象国**：プロジェクトをどこの国のどの地域（州・島など）で実施するかを示す。
- 6．**過去のFS調査との関連**：(1)新規、または(2)類似調査、のいずれに該当するかを示す。類似とは同様調査を他の国で実施したなどを指す。
- 7．**調査費**：本調査に要する費用の概算を示す。なお、採択後に別途提出していただく積算書は、この金額には必ずしも拘束されるものではない。
- 8．**プロジェクトの内容**：提案のCDM/JI事業が炭素クレジット獲得に結びつく実現可能性の高いプロジェクトであるとともに、酸性雨対策または黄砂対策としても位置づけられること、を中心に目的及び内容を明確かつ簡潔に示す。
- 9．**プロジェクトの背景、現地ニーズ**：プロジェクトの背景及び現地における必要性を示す。
- 10．**地域社会への貢献**：プロジェクトが、開発途上国における地域社会の福利向上や地域環境改善にどの程度貢献しているか、あるいはどのように繋がるものであるかを具体的に記載する。
- 11．**プロジェクトの成熟度**：現在のプロジェクトの成熟度に関するア)～オ)の各項目について現状を選択し、必要事項を記載する。その他成熟度について特記すべき事項があればカ)に具体的に記載する。
- 12．**調査対象地域以外への普及可能性**：プロジェクトの調査対象地域以外への普及可能性について、具体的に想定される地域やその理由等について記載する。
- 13．**ホスト国の実情**：ホスト国でのCDM/JIへの対応状況及び法制度の整備状況に関するア)～ウ)の各項目について記載する。

調査対象国（ホスト国）の選定理由：一般的な選定理由のほか，CDM/JIへの対応状況から判断した点があれば記載する。

プロジェクト実施に係る法制度：再生可能エネルギーの買取制度などプロジェクト実施に有利にはたらくもの、環境アセスメントなどプロジェクト実施上必要になるものなどホスト国における関連法制度を把握していれば記述する。

14．調査内容： PDD作成に必要なア)～ク)の各項目について，すでにどのような情報を得ていて、今後どのような調査を実施するのか、調査の内容及び方法を具体的に記載する。

ケ) その他：プロジェクトの具体化のために必要なその他の調査を記述する。

コ) 調査フロー図：調査活動等の内容について、フロー図を使い各調査活動を関連づけるなどして分かりやすく示す。

15．パイロット事業の実施予定：プロジェクトの実現可能性等について検証するために必要なパイロット事業の実施予定があれば記載する。

16．プロジェクトの評価と実施により期待される効果：ア)～エ)について，提案時点で想定できることを記述する。

17．調査・プロジェクトの実施体制：調査及びプロジェクトを実施する場合の体制について記述する。

ア) 調査実施体制：調査の担当者及び役割分担，現地カウンターパート等の名称及び役割分担を記載する。提案団体以外に調査に係わる団体・機関及び委員会形式をとる場合は構成員を記載すること。

イ) プロジェクト実施体制：具体的にプロジェクトの事業化を図るための体制（機関名等）と役割分担を記載する。

ウ) プロジェクトの事業化において日本側が提供する業務等の範囲：CDM/JI事業として日本側が提供すべき業務等の範囲を記載する。

18．調査・プロジェクト実施スケジュール：ア) 調査スケジュール、イ) PDD作成スケジュール、ウ) プロジェクトの実施スケジュール（京都議定書に基づくクレジットの獲得に至るまでのスケジュールを含む。）のそれぞれについて，工程表により示す。

19．海外での活動実績：当該調査に関連して、海外で同様の活動を過去5カ年の間に実施した実績があれば、直近の適切な事例（活動場所、活動名、現地カウンターパート名、実施年度）を1つ上げて記載する。多数の事例がある場合は、参考資料として添付してもよい。

19．他団体による助成・補助：当該調査に関して、他の団体による助成・補助を受けたことがあれば助成を受けた年度、助成した団体名、調査の概略を示す。

20．特記事項：調査実施にあたっての課題や制約条件など参考になる事項があれば記入する。

イ．補足資料

・ 補足資料とは、提案内容の理解を助けるものであって、電子ファイル化されていない

いため様式1に記載できないもの又は様式1の中に入れると煩雑になる図表・説明資料等を指す。

- ・ 様式1と補足資料の合計が10枚以内となるようにする。
- ・ 補足資料を用いるときは様式1中に「別添」として補足資料との対応関係を示す。
- ・ カラー写真等は正本1部のみとし、コピー5部は白黒コピーとしてもよい。

ウ．団体の概要（様式2）

- ・ 団体の概要は、様式2を用いてA4用紙1枚に収まるように簡潔に表現する。
- ・ 財政状況については、決算額等がまだ決定していない場合は、（予想）等と明示した上で概算額を示す。

エ．団体の参考資料

- ・ 団体の参考資料とは、団体の定款、事業内容や実績を紹介するパンフレット等を指す。

オ．様式1及び様式2のフロッピーディスク

- ・ 様式1及び様式2のファイルのみを保存し、調査名及び提案団体名を明記したラベルを貼付する。
- ・ 1つの提案団体が2以上の提案を行う場合も、1枚のディスクに保存してよい。ただし、ラベルに調査名をすべて記載すること。

カ．提案書受付通知用はがき

- ・ 提案書とともに、提案書受付通知はがきを一葉、必ず同封してください。記入方法は（参考3）の「提案書受付通知用はがきの記入要領」のとおり。
- ・ 提案書受付後、このはがきにより各団体に提案書を受付した旨の確認の通知を行います。

．積算書（様式3）

A 一般事項

審査の結果採択された案件についてのみ、事務局の指示に従って速やかに積算書（様式3）を提出していただくこととなります。ただし、提案書（様式1）の7．調査費の概算を提示する際にもこの積算方法を参考にしてください。

B 積算方法等

- ・ 国内調査及び現地調査等についての全体スケジュール（提案書（様式1）18．ア）調査スケジュール）に基づいて積算内訳（別紙1）を作成する。
- ・ 経費として認められない項目、支払単価の上限を決めている項目等があるので、積算に当たっては、（参考1）の「調査費の範囲」及び（参考2）の「謝金・賃金の基準額」を参照の上、各団体において金額を精査する。